

平成24年1月27日 平成23年度	当日配付 保-2
第2回 保健・医療・福祉審議会	

## ①計画策定の体制とスケジュール

(保健・医療・福祉審議会における計画の審議について)

### 《審議の流れと意義》

- ①保健・医療・福祉審議会（親会）は、保健・医療・福祉に関する重要事項を審議することとなっており、現在のところ、法定策定義務があり、かつ法律上の意見聴取義務のある計画について審議会の審議に付すこととしている。計画は約3四半期をかけて策定するため、審議の手順として、まず、策定すべき計画の概要（計画の位置付け、計画期間、今回の策定にあたってポイントとなること）を説明し、計画策定に着手することを審議会に報告してから本格的策定作業に入ることとしており、前回の審議会で行った。
- ②審議会は、当該報告を受け、計画策定にあたって留意すべき点や方向性、関係者の意向を踏まえた要望などを、計画策定担当課に助言した。
- ③計画審議に専門性が要求されることや作業ボリュームが大きいこと、作業期間が長いこと等を踏まえ、審議会設置条例第6条に基づき、会長が特別の事項を調査審議するため専門部会を設置された。

### ～（体制図（資料：保-1）参照）～

- ④専門部会は、審議会に代わり「特別の事項を調査審議」するものであり、審議会からいただいた留意すべき点や方向性等の助言を踏まえ、その専門性を活かして各法が求める適正なサービス内容、負担内容となっているかどうか、関係者の理解が得られる現実的な計画であるか、受益者が満足できる内容であるかなど、専門的な立場から調査審議を行っていただいている。
- ⑤高齢者専門部会は3回、障がい者専門部会は4回開催され、それぞれ前述の視点で密度の高いご議論をいただいた。
- ⑥本日の審議にあたっては、まず、当該計画の審議経過を簡単に専門部会長から報告していただき、その後、計画策定担当課が各専門部会の議論を踏まえて最終調整された計画の内容を説明する。
- ⑦審議会は、佐世保市における各関係機関のトップで構成される機関であり、専門部会における関係機関の専門的議論によって、一定の審査・審議を終えている計画に対しての、最終的な包括審議という形で審議をお願いしたい。

審議を付託した専門部会の報告を受けてもなお必要となる全市的観点からの意見をいただき、パブリックコメントの手続きは残すものの、佐世保市における執行機関の最終案として整理していきたい。

### ～（計画策定スケジュール（資料：保-1）参照）～